

消防広第118号  
令和2年5月1日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁広域応援室長  
( 公 印 省 略 )

緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号等、以下「26号通知」という。）、「自然災害発生時の救助活動等における感染防止について」（令和2年5月1日付け消防参第88号、以下「88号通知」という。）及び「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」（令和2年2月15日付け消防庁救急企画室事務連絡、以下「救企室事務連絡」という。）等により、消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応について周知しました。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る緊急消防援助隊、受援都道府県及び被災地消防本部における主な留意事項を下記のとおり周知いたします。

貴職におかれましては下記事項に十分御留意いただきますとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 緊急消防援助隊における主な留意事項

- (1) 派遣前の検温、被災地で活動中の定期的な検温を実施する等、隊員の健康管理を徹底すること。派遣前に発熱やせき等の症状が見られた隊員の派遣は控えること。また、派遣から帰署した後も、当面の間定期的な検温を継続する等健康管理に気を配ること。

- (2) 被災地、活動現場等への移動時や宿営時等、常時、隊員は定期的な手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防対策を徹底すること。
- (3) 救助（航空隊によるホイスト救助活動を含む）、救急等の傷病者と接触する活動にあたっては、26号通知、88号通知及び救企室事務連絡等を踏まえた標準感染予防策を講じる等、隊員の感染予防対策を徹底するほか、これらの活動に使用した資機材は洗浄、消毒を徹底すること。また、消火その他の活動で傷病者と接触しない活動については、必要に応じて、これらの対策に準じた感染予防策を講じること。
- (4) 活動調整の会議、食事、仮眠等を行う際は隊員間の間隔を広く保つほか、これらを屋内で実施する場合は十分な換気を行うこと。また、必要以上の隊員の交錯がないように、導線や食事の提供方法にも留意すること。
- (5) 結団式、解団式等、隊員が密集するような儀典は原則省略すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる隊員が生じた場合には、当該隊員を個室や開放スペース等に隔離するとともに、当該隊員の属する都道府県大隊長等は、管轄の保健所及び消防応援活動調整本部（注1）に連絡し、対応の指示を仰ぐこと。また、当該隊員の濃厚接触者（注2）についても同様に管轄保健所及び消防応援活動調整本部に対応の指示を仰ぎ、派遣元への帰還を検討する等、健康管理を徹底すること。

（注1）消防応援活動調整本部には指揮支援隊等を経由して連絡すること。

（注2）濃厚接触者の定義については、国立感染症研究所感染症疫学センターの新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領を参照すること。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

## 2 受援都道府県における主な留意事項

- (1) 宿営場所の調整にあたっては、宿営場所で緊急消防援助隊の隊員同士が密集状態となることがないように、受入れ隊員の人数に比してスペースに余裕を持った宿営場所（可能な限り屋内）を提案すること。また、分散して宿営できるよう、できるだけ多くの宿営場所候補を提案すること。
- (2) 消防応援活動調整本部において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる緊急消防援助隊の隊員が生じた旨の連絡を受けたときは、受援都道府県の担当者は同本部に派遣されている消防庁職員とともに、貴都道府県の衛生部局や消防庁等と連携して、必要な対応の調整や指示を行うこと。

## 3 被災地消防本部における主な留意事項

被災地消防本部の指揮本部等は、緊急消防援助隊に救急要請等への対応を依頼する場合は、出動先における感染者発生状況や当該傷病者の発熱等の情報を緊急消防援助隊側へ確実に提供すること。

#### 4 参考

26号通知、88号通知及び救企室事務連絡等については、総務省消防庁HPの「新型コロナウイルス感染症対策関連：記事一覧」に掲載しているので、必要に応じて参照すること。

<https://www.fdma.go.jp/tags/896.html>

消防庁広域応援室

担 当 鈴木課長補佐・入澤係長・泉口係長・安藤事務官

T E L 03-5253-7527 アドレ ス k2.andou@soumu.go.jp